

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になるなど、深く傷付き、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒が意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに対応、解決することを目的として「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの要因

- ・ いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、HRや部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・ いじめを行う背景には、「いらいら感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ・ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(3) いじめの内容

ア 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、個人、集団から無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 物を隠される。壊される。
- ・ 金品を要求される。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ・その他、身体的・精神的に苦痛を感じさせた場合

イ「犯罪行為」となった過去の事例

- ・傷害（刑法 204 条） 顔面を殴打し、あごの骨を折るケガを負わせる。
- ・暴行（刑法 208 条） 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
- ・窃盗（刑法 235 条） 教科書等の所持品を盗む。
- ・恐喝（刑法 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金等を奪い取る。

(4) いじめの解消

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3か月を目安とする）

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

※教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

※被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

※「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 授業の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・学校生活、寄宿舎生活の中での人間関係の形成

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（支援相談部とも連携）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚

(5) 情報教育の充実

- ・携帯電話の使い方等の講習会の実施

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

4 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意す

るとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。周囲の教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが必要である。

ア いじめられている生徒のサイン

場 面	サ イ ン
登校時 S H R	・遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・視線が合わず、うつむくことが多い。 ・体調不良を訴えることが増える。 ・忘れ物が急に増える。提出物が遅れる。
授業中	・保健室、トイレ等、教室から出ていこうとする回数が増える。 ・教科書、ノート、持ち物等に不自然な汚れがある。 ・机周りが散乱している。
休み時間等	・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけあっているが表情がさえないことが多い。 ・衣服が乱れている、汚れがある。 ・一人でいることが増える。
寄宿舍	・持ち物がなくなる。 ・生活のリズムが乱れる。 ・体にあざがある。 ・部屋から出てこなくなる。

イ いじめている生徒のサイン

- ・教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしていることが多い。
- ・ある生徒にだけ、周囲が以上に気を遣っている。
- ・教職員が近づくと不自然に分散することがある。
- ・自己中心的な行動が目立つ

(3) 教室・家庭でのサイン

ア 教室でのサイン

教室にあるいは清掃時の特別教室などがいじめの場所となることが多い。教職員が教室、廊下の巡回などでサインを見逃さないようにする。

- ・嫌なあだ名が聞こえる。何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・特定の生徒に対して、近くに行くことを嫌がる。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。筆記用具がなくなる。机、いす、持ち物に落書きがある。

イ 家庭でのサイン

- ・学校での出来事や友達のことを話さなくなる。
- ・クラスのことや友達のことです不平・不満を口にするが増える。
- ・朝起きてこないことや、学校に行きたがらないようになる。
- ・友人からの誘いを断ったり、メールや電話のやりとりをしたがらなくなったりする。
- ・不審な電話やメールがあったり、受信したメールをこそこそ見たりする。
- ・友人が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出ようとしなくなったりする。
- ・理由のはっきりしない服の汚れや打撲や擦り傷などのケガがある。
- ・登校時間に体調不良を訴える。食欲不振、不眠等を訴える。
- ・持ち物がなくなったり、壊れるたりすることが増える。

・家庭の品物、金品がなくなる。大きな額の金銭を欲しがる。

(4) 相談体制の整備

・相談窓口の設置・周知・実施

(5) 定期的調査の実施

・アンケートの実施（6月、8月、10月、1月）

(6) 情報の共有

・報告経路の明示・報告の徹底、職員会議等での情報共有
・要配慮生徒の実態把握、進級時の引継ぎ

5 いじめ対策委員会の設置・組織的対応

(1) いじめ対策委員会の活動内容

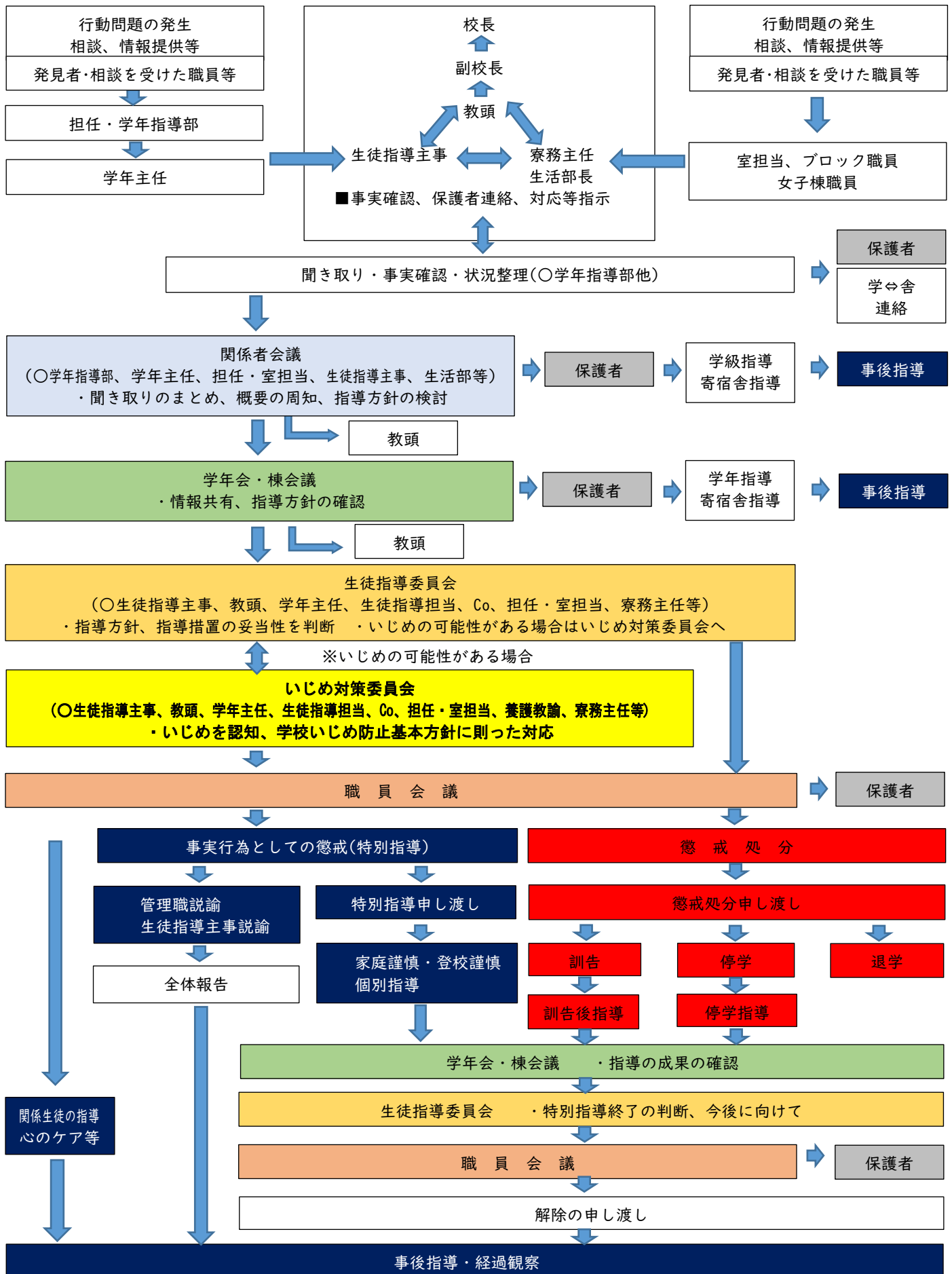
・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
・年間指導計画作成、校内研修会の企画・立案
・調査結果、報告等の情報の整理・分析
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
・要配慮生徒への支援方針
・教育委員会への報告

(2) 構成員の役割

構成員	役割
校長 副校長 教頭	・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・いじめを許さない姿勢、風通しのよい職場づくり ・いじめ対策委員会招集の指示 ・臨時職員会議の開催 ・保護者、地域等との連携
主幹教諭 教務主任	・会議日程の調整 ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理 ・授業の出欠席等に関すること
生徒指導主事	・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図る。 ・いじめ把握のためのアンケートの集約および各学年の状況把握、報告 ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・関係者への確認およびその連携と調整 ・いじめ対策委員会、臨時職員会議の実施
支援相談部	・支援会議の開催や関係機関との連携 ・気になる生徒への対応の提案 ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整
養護教諭	・保健室における相談状況等の報告 ・保健室の活用についての提案
寮務主任 棟主任	・寄宿舎の生徒、保護者の状況の把握 ・気になる生徒の情報提供および対応の提案 ・いじめ防止活動についての寄宿舎の取組を提案・報告
学年主任	・各学級の生徒、保護者の状況の把握 ・気になる生徒の情報提供および対応の提案 ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告
スクール カウンセラー	・被害および加害生徒へのカウンセリング ・被害および加害生徒支援に関する助言 ・関係生徒に対するアセスメント

(3) いじめの組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。



※いじめの場合は行為が止んでから3ヶ月経過し本人が苦痛を感じていない場合に解消とする

5 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、安心して登校できる環境づくりを行い心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。
- ・スクールカウンセラーによる面談など関係機関と連携する。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また、いじめられている生徒が安心して登校できるように、出席の停止を含む措置を検討する。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

オ 校内研修

- ・外部講師による講義、また、いじめアンケートの結果報告や事例に基づく研修など

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、メール、LINE等で特定の生徒の誹謗中傷を行ったり、不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすまし社会的信用を舐める行為をする・掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・HRでの指導における情報モラル教育の充実
- ・ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処

8 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

年度はじめに、いじめ対策委員会で点検・見直しを行う。

※いじめ防止対策推進法や北海道いじめの防止等に関する条例、北海道いじめ防止基本方針等の内容が変更された場合にもいじめ対策委員会で点検・見直しを行う。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が 30 日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 一部改定